

法 文 第 4 6 5 号

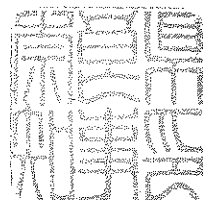
令和6年12月6日

公益社団法人橿原経済倶楽部

代表理事 高瀬 泰嗣 様

奈良県知事

山下 真



回答書

令和6年11月18日付け行政指導中止申出書により申出のあった件について調査したところ、令和6年9月3日付け法文第307号勧告（以下「本件勧告」という。）が公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第28条第1項に規定する要件に適合しないものとは認められませんでした。

なお、本件勧告に係る措置状況報告書の提出期日は令和6年12月23日ですので、令和6年9月3日付け法文第308号奈良県総務部長通知に留意の上、対処願います。

担当：

奈良県総務部法務文書課

公益法人係 石河、上垣内

電話：0742-27-8329